○根拠法令等

【地方税法】

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一条の二　道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

２　道府県固定資産評価審議会は、次項各号に掲げる事項その他固定資産の評価に関する事項で道府県知事がその意見を求めたものについて調査審議する。

３　道府県知事は、次の各号に掲げる事項については、道府県固定資産評価審議会の意見をきかなければならない。

一　道府県知事が定める第三百八十八条第一項の固定資産評価基準の細目に関すること。

二　第四百十九条第一項の勧告

４　道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

５　前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

【北海道固定資産評価審議会条例】

（趣旨）

第１条　この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の２の規定に基づき、北海道固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　審議会は、委員12人以内で組織する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第３条　審議会に会長を置く。

２　会長は、委員が互選する。

３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（規則への委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【北海道固定資産評価審議会条例施行規則】

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道固定資産評価審議会条例（昭和37年北海道条例第55号。以下「条例」という。）第４条の規定に基づき、北海道固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会議の招集）

第２条　審議会の会議は、知事が招集する。

（議長）

第３条　会長は、会議の議長となり、会議を主宰する。

２　会長に事故があるときは、条例第３条第４項の規定により会長の職務を代理する委員が議長となる。

（定足数）

第４条　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

第５条　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会議の非公開）

第６条　会議は、非公開とする。

（説明聴取）

第７条　会長は、必要に応じ、会議に関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。

（会長への委任）

第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。